

令和3年第11回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和3年11月10日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和3年11月17日
4. 出席農業委員 17名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野一照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 宍戸 洋一
 - 9番 阿部一忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 2名
6. 出席農地利用最適化推進委員 20名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木一春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤一善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地一秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 小賀坂 伸夫
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 4名
8. この会の事務従事者 事務局長 齋藤喜行、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主任主事 齋藤朋像、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について
 - 議案第6号 現況確認証明願いについて
 - 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第8号 農用地利用配分計画（案）の決定について
 - 議案第9号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
議 長 只今から、令和3年第11回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。

(15時27分宣告)

只今の出席委員は、農業委員17名、推進委員20名で定足数に達しております。よって令和3年第11回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、11番、大槻孝徳委員、12番、吉田浩重委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第1号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇〇〇さんは、トラクターなどの農業機械を所有しており、家族で年間540日農業に従事し、許可後の耕作面積は57aです。通作距離は、自宅から徒歩2分ほどであります。

2番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、使用貸借権の設定30年であります。住所は相違しておりますが、同一世帯内の使用貸借権の設定であります。〇〇〇〇さんは、トラクター、耕運機、田植え機、コンバイン、乾燥機、スピードスプレーヤーなどの農業機械を所有しており、家族で年間510日農業に従事し、許可後の耕作面積は、177aです。通作距離は、自宅から10分ほどであります。

3番は、〇〇〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転であります。〇〇〇〇〇〇さんは、耕運機、田植え機、コンバイン、バインダー、軽トラックなどの農業機械を所有しており、夫婦で年間300日農業に従事し、許可後の耕作面積は79aです。通作距離は、自宅から7kmであります。

4番は、〇〇〇〇〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇〇〇〇さんへ、贈与による所有権の移転であります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんは、軽トラック、動力噴霧器、ポンプなど農業機械を所有しており、家族で年間850日農業に従事し、許可後の耕作面積は222aで

す。通作距離は、自宅から300mから700mです。

5番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇さんは、トラクター、軽トラックなどの農業機械を所有しており、家族で年間350日農業に従事し、許可後の耕作面積は59aです。通作距離は、自宅から10分ほどであります。

6番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇さんは、トラクター、軽トラックなどの農業機械を所有しており、家族で年間350日農業に従事し、許可後の耕作面積は64aです。通作距離は、自宅から10分ほどであります。

7番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、耕運機、軽トラックなどの農業機械を所有しており、夫婦で年間600日農業に従事し、許可後の耕作面積は144aです。通作距離は、自宅から500mであります。

8番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、軽トラック、動力噴霧器、耕運機など農業機械を所有しており、家族で年間700日農業に従事し、許可後の耕作面積は210aです。通作距離は、自宅から徒歩2分です。

9番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、軽トラック、田植え機、耕運機など農業機械を所有しており、家族で年間200日農業に従事し、許可後の耕作面積は121aです。通作距離は、自宅から徒歩2分です。

以上、9件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、霊山、月舘、白根、山舟生の30a、それ以外地域は40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離、を満たしていることから、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、12番、吉田浩重調査員お願いいたします。

12番委員 議案第1号1番の案件についての現地調査の結果を報告いたします。

〇〇〇〇さんは89歳なんですけれども、〇〇さんから、「〇〇〇〇に3筆ほど農地を持っているんだけど、高齢になってもう耕作出来なくなってきたので、耕作してくれる人を探している」という話は前々から伺っていました。数か月前には、〇〇〇〇に住んでいる娘さん夫婦から、本件以外の2筆に関して、〇〇〇〇の方に譲りたいという話を頂戴していました。けれども、この本件土地に関しましては、北側が墓地である三角形の土地でありまして、その2辺がどちら

も3尺の農道に面しており、他人が農機具を入れたりするのはちょっと難しい土地でありました。よって、できればこの農地に関しては、隣接している方を買ってもらえば良いのではないかという話を、まずはこの娘さん夫婦にご提案しました。次に、他人が耕作するのは難しい土地であるという事で、隣接者の〇〇さんに買っていただきたいという話を、ご提案したところ、お互いに売買という形で話がまとまりました。

そういう話の流れがありましたので、現地の方は何度も足を運んでおりますから、現地の方は私一人で確認をして、〇〇さんの娘さんには電話で「農業委員会の方に申請書類が提出されました」と話しをして了解をとりまして、〇〇さんの方からは、野菜を作りたいという話を頂戴しております。

ですので、この土地は市街化区域ではありますけれども、〇〇さんの裏の畑に隣接してるので、〇〇さんに耕作していただくのがベストであると判断し、許可相当と見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、27番、菊池和彦調査員お願いいたします。

27番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

11月13日に、譲渡人と譲受人にお電話でお話を伺いました。〇〇さんと〇〇さんは親子でありまして、使用貸借権の設定を申請したものであります。〇〇さんは今のところ他所にお住まいであり仕事も別であります。徐々に農業に基盤を移して行きたいとの事でありました。申請場所は〇〇〇から保原の〇〇〇へと至る、昔で言う電車道路に沿った所にあります。〇〇につきましましては、桃畑として管理されておりますが、〇〇〇〇に関しましては、2年前の台風はもとよりしばしば大雨で冠水する所であります。従ってこの場所は作付けしておらず、今後も作付けは未定であるとの事ですが、保全管理はされておりますので、問題無い案件だと思っております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番と4番の案件について、8番、宍戸洋一調査員お願いいたします。

8番委員 議案第1号の3番について、現地調査の結果を報告いたします。

譲渡人の〇〇〇〇〇〇さんとは10月13日に、譲受人の〇〇〇〇さんとは15日に、それぞれ電話でお話を伺いました。〇〇〇さんは、実家の土地である五十沢の土地を相続した後、旦那さんと二人で五十沢に通い、柿畑の草刈りをする等、手入れを行って来ました。〇〇の土地は、家庭菜園として、近所の方に貸しております。今回、「年も取ったので、もう土地は手放したい」との事で、従妹の〇〇〇〇さんに話を持って行ったそうです。すると宅地も譲ってほ

しいとの事で、宅地と農地を合わせて譲ることにしたそうです。譲受人の〇〇さんは将来、五十沢に移住して、家をリフォームする等して住みたいと言っていました。

続きまして、4番を説明いたします。譲受人の〇〇さんは、息子が今年就農し、親子三代でやっている専業農家です。譲渡人の〇〇〇〇〇〇さんは、〇〇〇の田んぼを五十沢の方に貸しておりましたので、当初、その方に話を持って行ったそうです。贈与するからどうですか、と。ところが、その方は「土地はもういらぬ」との事で、成立しませんでした。一方、〇〇〇〇の柿の木が植えられている土地を、〇〇君が長く手入れしていたものですから、〇〇君にまとめて話を持って行ったそうです。面積が広いんですが、手伝いも多く雇っている人ですから、管理も十分できると思います。両方とも許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番と6番と7番の案件について、10番、浦山公一調査員お願いいたします。

10番委員 議案第1号の5番と6番と7番について、現地調査の結果を報告いたします。

先日16日に、現場を見て参りました。5番の譲渡人の〇〇〇〇さんは、高齢により農作業が出来なくなったので、売ることにしたとの事でした。譲受人の〇〇〇〇さんは、仕事を辞めて農業をしています。娘夫婦と一緒に農業をするために、農地を求めるものと聞いて参りました。

6番の譲渡人の〇〇〇〇さんは、高齢になり農作業が困難になってきた事と、後継者がいない事もあり、売る事にしたと言う事でした。譲受人の〇〇〇〇さんは、5番と同様で、住宅に接した農地を取得しての規模拡大の申請です。

7番につきましては、譲渡人の〇〇〇〇さんは、勤めながら農業が出来ないという事で売却する事にし、たまたま今まで耕作してもらっていた、〇〇〇〇さんが、〇〇さんの土地の隣である事もあり、買う事にしたと言う事でした。いずれも妥当であるとして参りましたが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の8番の案件について、4番、寺島武調査員お願いいたします。

4番委員 議案第1号の8番について、現地調査の結果を報告いたします。

譲渡人、譲受人とも、11月12日に、電話で話を聞き、その後、現地を確認して参りました。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にありまして、〇〇さんが前からこの土地を借りて、耕作していましたが、〇〇さんも高齢となり、今後耕作する人も他にいないと言う事で、売買の話になったそうです。〇〇さんは今後も耕作していくと言う事で、許可相当として参りましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の9番の案件について、20番、佐藤輝弥調査員お願いいたします。

20番委員 議案第1号の9番について、現地調査の結果を報告いたします。

譲渡人の〇〇さんには直接お話しをお伺いし、譲受人の〇〇さんには、14日の午後、ご自宅に伺いお話しを聞きました。この畑は、〇〇さんのお宅からは、遠くて不便で、しばらくは何も作ってはおりませんでした。〇〇さんの家からはすぐ目の前で、耕作に便利な事から、話がまとまったと言う事です。何ら問題ないと見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第1号の9番については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第1号の「9番」の案件を最後に審議することにし、それ以外の8件の案件について、先に審議することにご異議ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより審議に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9番の案件を除く8件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9番の案件を除く8件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議場 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9番の案件を除く8件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議場 (議席番号〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

議長 これより質疑に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許

可申請について」の9番の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9番の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9番の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

それでは、ここで議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議長 (議席番号〇〇番 〇〇〇〇委員 入室着席)

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、駐車場敷地への転用であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしているため第1種農地となります。第1種農地であっても敷地拡張のための転用は可能であるため、転用可能と判断しました。

2番については、住宅敷地への転用であります。本案件は、令和元年台風19号により住宅及び住宅への進入路が被災したための移転となります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

3番については、農家住宅敷地への転用であります。本案件は、現在の住宅が土砂警戒区域及び急傾斜であるため、建て替えができないための移転となります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

以上のことから転用許可、可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1 番委員 議案第 2 号の 1 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達市役所に午前 10 時集合で、浦山委員、柳沼委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。軽微な敷地拡張であり、周辺農地への影響も無い事から、問題無いと判断して参りました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 2 号の 2 番の案件について、2 2 番、大武有子調査員お願いいたします。

2 2 番委員 議案第 2 号の 2 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、11 月 16 日霊山支所に午後 1 時 30 分集合で、大橋委員、菅野委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。事前の場所確認のため、申請人の〇〇〇〇さんと、現地でお話しを伺ったところ、現住所の住宅は、2 年前の大雨災害で、家の裏山が崩れ土砂が流れ込み、家が傾き、住める状態では無くなったため、取り壊し、更地になっております。山が崩れ、その場にまた家を建てられる状態では無いので、申請地の畑に住宅を移転したいとの事です。申請地は、〇〇〇〇〇〇沿いの、〇〇〇〇〇〇の裏側を走る市道沿いの農地です。道路沿いのため、排水のための U 字溝が設置されておりますし、近隣農地への影響も無いと判断して参りました。以上の事情ですので、やむを得ないと思います。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 2 号の 3 番の案件について、4 番、寺島武調査員お願いいたします。

4 番委員 議案第 2 号の 3 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、11 月 16 日午後 3 時に月舘支所集合で、千葉委員、高橋委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。〇〇さんの現在の農家住宅は、年数が経ちまして古く、隣が山になっておりまして土砂災害の危険性もあり、移転したいという事で、移転希望農地は、周りに自分の農地しか無く、何ら問題無いと見て参りましたが、委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議 長 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の 3 件の案件について質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の 3 件の案件について採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、3番と7番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、それでは、議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第3号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定20年であります。農地区分は、伊達総合支所から800m以内にあり、宅地化率が40%を超えているため、第2種農地となります。第2種は、他に变えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、現在の宅地に隣接しており必要最小限度の転用面積であること及び他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用可能と判断しました。

2番については、露天車両及び資材置き場敷地への転用であります。所有権移転・売買であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

3番については、農地改良のための一時転用であります。使用貸借権の設定1年であります。農地区分は、農用地区域ですので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

4番については、露天資材置き場及び露天駐車場敷地のための転用です。所有権の移転・売買です。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

5番については、公共事業残土処理・農地改良のための一時転用であります。使用貸借権の設定5か月です。農地区分は、農用地区域ですので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

6番については、農家住宅敷地への転用であります。所有権の移転・売買です。農家住宅の移転となります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

者が体調を壊し、耕作できなくなった事から、牧場に隣接しているという事で、〇〇さんが購入し、管理していました。しかし、高低差があって管理しづらいという事で、今回盛り土して、管理しやすくするという事になったという事です。何ら問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第3号の4番の案件について、17番、渡邊茂調査員お願ひいたします。

17番委員 議案第3号の4番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、梁川総合支所に午前11時15分集合で、土屋委員、菊池委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。現地は、〇〇〇〇〇〇より東に100メートル程入った所にありまして、現在は耕作放棄されております。東側には住宅があり、西側の農地にも特に影響は無いようでしたので、許可相当と見て参りました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第3号の5番の案件について、1番、佐藤易廣調査員お願ひいたします。

1番委員 議案第3号の5番の案件について報告いたします。昨日、伊達市役所に午前10時集合で、浦山委員、柳沼委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。〇〇〇〇〇〇の残土処理を兼ねた農地改良という事で、問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第3号の6番の案件について、10番、浦山公一調査員お願ひいたします。

10番委員 議案第3号の6番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達市役所に午前10時集合で、佐藤委員、柳沼委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。譲渡人、〇〇〇〇さんは、高齢になり、農作業が出来なくなり、息子も会社勤めである事から、農地を売る事にしたそうです。譲受人の〇〇〇〇さんは、富沢の〇〇〇〇に三世代家族で住んでいて、主にキュウリ、春菊のハウス栽培をしています。工業団地周辺に2反歩、太田に2反、保原小付近に1反の農地を持っているので、移動するのに大変だという事です。現在の自宅は進入路も狭く下り坂で、救急車も入れない場所です。孫の小学校入学を機に、通学と、高齢の母親の看護にも便利で、農作業効率の向上と規模拡大を求めたいと考えている事から、農家移転を申請いたしました。移転先は、保原中心市街地より北、〇〇〇〇〇から西に300メートル程入った、〇〇の集落で、道路も改良されており、排水もしっかりしており、農家住宅に適した場所です。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第3号の7番の案件について、13番、大橋吉成調査員お願ひいたします。

13番委員 議案第3号の7番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、11月16日霊山支所に午後1時30分集合で、大武委員、菅野

法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番と7番を除く7件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。3番と7番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。なお、本案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第4号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1番につきましては、令和3年8月25日付けにて一時転用許可を受けた事案であります。公共事業の残土処理のため一時転用した案件であります。残土処理の土量が増加したことにより、転用面積の拡大の必要性が生じたため事業計画の変更となりました。当初面積は、全体面積10,455㎡うち農地面積4,204㎡の転用でしたが、事業計画変更により、全体面積が14,364㎡、うち農地面積6,262㎡。減少面積が2,155㎡、増加面積が2,273㎡。足し引きして、転用面積が事業計画変更により2,058㎡増加となります。

以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 場 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めること

皆さまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議長 議案第6号の1番の案件について、10番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10番委員 議案第6号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達市役所に午前10時集合で、佐藤委員、柳沼委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。現地は保原中心市街地より西方面で、桑折町に接する〇〇地区で、〇〇〇〇〇の向かい側にある農地です。阿武隈川の堤塘に結ぶ道路沿いで、法面下の、幅が約7メートル、長さ20メートルの狭い農地です。現場は雑木と竹林の原野の状況です。再生するには重機が必要で、幅も狭く、細長い農地なので、管理するには大変な所かな、と見て参りました。地目変更もやむを得ないものと判断をして参りました。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第6号「現況確認証明願いについて」の1件の案件について質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第6号「現況確認証明願いについて」の1件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第6号「現況確認証明願いについて」の1件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第7号朗読説明)

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。なお、他市町村からの新規耕作案件が13ページの5番、14ページの6番の案件となっております。ご審議よろしくお願いいたします。以上で議案の朗読説明を終了いたします。

議長 　ただ今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの新規耕作案件について、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。13から14ページ令和3年11月26日公告分の5番と6番の案件について、16番佐藤清光調査員、お願いいたします。

16番委員 　ご報告申し上げます。ただ今の案件につきましては、去る11月14日、午後1時半に現地に出向く借受人の〇〇さんとお話しをして参りました。〇〇さんは、実家が東大枝でありまして、会社を辞めて新規就農をしたために、家が〇〇にあるんで、〇〇の住所になっております。〇〇さんは、お父さんと一緒に農業を始めた訳なんですけども、規模拡大という事で、〇〇さんの農地を借り受ける事になりました。新規就農なんで、〇〇の方から実家に通いながら、やるという事でありまして。貸付人の〇〇さんについては、電話でお話しをしたんですけども、〇〇さんは体調を壊しまして、面積を減らすという事で縮小をしたいという事でした。現地につきましては、〇〇さんは既に桃の苗木を買って植栽をしていました。何ら問題ないと思われまして、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 　ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第7号の案件については、〇番、〇〇〇委員と〇〇番、〇〇〇委員が当事者となっております。対象となる案件は、賃借権設定に係る45番、46番、67番の3件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。

当事者分の賃借権設定に係る3件を、最後に審議することにし、それ以外の所有権移転に係る2件、賃借権設定に係る66件、使用貸借権設定に係る3件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議場 　「異議なし」の声。

議長 　それでは「異議なし」と認め、一括審議することといたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 　それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 　「異議なし」の声。

議長 　それでは、「異議なし」と認め、これより議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る3件を除く、それ以外の所有権移転に係る2件、賃借権設定に係る66件、使用貸借権設定に係る3件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いいたします。

議場 　（委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る3件を除く、それ以外の所有権移転に係る2件、賃借権設定に係る66件、使用貸借権設定に係る3件について、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る45番と46番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議 場 (議席番号〇番、〇〇〇〇委員 退席)

議 長 これより質疑に入ります。議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る45番と46番の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る45番と46番の案件について、採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 (委員挙手全員)

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る45番と46番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。
それでは、ここで議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議 場 (議席番号〇番、〇〇〇〇委員 入室着席)

議 長 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る67番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議 場 (議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 退席)

議 長 これより質疑に入ります。議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る67番の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第7号「農用地利用集積計画の決定につ

いて」の、当事者分の賃借権設定に係る67番の案件について、採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る67番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

それでは、ここで議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議長 (議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 入室着席)

議長 次に、議案第8号「農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第8号朗読説明)

審議いただきます2件につきましては、農地中間管理事業により、農地中間管理権を有した農地中間管理機構、公益財団法人福島県農業振興公社が、この計画案の通り、農地を配分し、貸し付けるものとなっております。配分計画の決定は、福島県が行うものとなっております、公告予定年月日が、令和3年12月27日となっております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第8号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第8号「農用地利用配分計画(案)の決定について」を一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。

議長 これより審議に入ります。議案第8号「農用地利用配分計画(案)の決定について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、これより議案第8号「農用地利用配分計画(案)の決定について」、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第8号「農用地利用配分計画(案)の決定について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第9号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第9号朗読説明)

議長 これより、質疑に入ります。議案第9号「あっせん申出について」の2件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第9号「あっせん申出について」の2件の案件について、「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第9号「あっせん申出について」の2件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくこととなります。それでは、指名させていただきます。1番の案件について、月舘地区担当から20番、佐藤輝弥推進委員と、26番、高橋敏明推進委員に、2番の案件について、伊達地区担当から21番、佐々木春男推進委員と、34番、八城智広推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第1号朗読説明）

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第11回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（17時7分閉会）

